

【刑 法】

問題 次の事例につき、X及びYの罪責を論じなさい。

- (1) 約半年前に競馬場で知りあい、それ以来、麻雀をする仲になったXとYは、遊ぶ金ほしさから盗みを計画した。ふたりで盗みをするのは初めてであったが、その取り決めとして、物は換金すると足がつくため、主に現金だけを領得し、キャッシュカードは現金化した後は直ちに廃棄すること、獲得金額については山分け（折半）することとした。
- (2) 某日、知人から、会社員Aが昨日から約2週間の海外出張で不在であり、また、その際には、普段しているように、Aの妻Bと長女C（生後10ヶ月）は実家に帰り、A宅は留守であるという情報を入手したため、XとYはかねての計画を実行に移すことにした。しかし、実際は、Cの風邪がまだ完治していなかったため、BとCは、あと2日在宅してから実家に出かけることにした。そのことをXとYはまったく知らなかった。
- (3) 深夜、A宅1階の風呂場の窓ガラスを一部切断して鍵を開け侵入後、両名はふたてに分かれて物色していたが、Xはふとしたことから物音を立ててしまい、その部屋に就寝中のBを起こしてしまった。そしてBに騒がれたため、咄嗟に、Bを力任せに左右のパンチで殴りつけ、その場に転倒・気絶させてしまった。
- (4) 他方、この騒ぎを耳にしたYは、驚いてXのところへ行き、その状況を認識・了解した後、別の部屋で物色を再開した。そして、Yは、そこで物色中、寝ていたCをあやまって踏みつけてしまった。
- (5) なお、元ボクサーで、現役時代に試合相手を死亡させたことのあるXは、Bを殴打する際、Bが死亡するかも知れないと思ったが、それもやむを得ないと考えていた。これに関して、Yは、まったく知らなかった。
- (6) そして両名は、財布や封筒等から抜き取った現金とキャッシュカード1個を獲得し、A方から退去した後、現金を計算してみると合計約10万円であったため、先ず、それを両者で山分けした。
- (7) ところがその直後、Xは、突然の腹痛に襲われたため、近くの公園内のトイレに駆け込まざるを得なくなり、キャッシュカードによる現金引き出しについてはYを信用して、Yに委ねた。財布から抜き取った暗証番号らしいメモとキャッシュカードを用いて、Yが近くのコンビニで残高照会を

してみると約 34 万円であった。そこで、その全額を引き出し、そのうち 10 万円を自分の預金口座へ入金した後、キャッシュカードをコンビニ近くの川へ投棄した。

- (8) その後 X と合流した Y は、預金口座には 24 万円入っていた、キャッシュカードはかねての謀議通り川へ投棄したと X に説明し、山分け分の 12 万円を X に渡した。
- (9) なお、病院に収容された B は全治 2 ヶ月の傷害を負っていたが、C は踏みつけられたことが原因で、手当の甲斐なく 5 日後に息を引き取った。